ムダにムダを重ねる徳山ダム「導水路」はいらない!

導水路はいらない!愛知の会

2013年04月26日 〒467-0853 名古屋市瑞穂区内浜町1-15 加藤伸久方 TEL/FAX 052-811-8069 URL: http://www.dousuiro-aichi.org/

- 会報18号

一被告·愛知県は「撤退ルール」(撤退と費用負担義務との関係)を誤解!—

<u>3 / 2 1 (木)住民訴訟・第 17回口頭弁論が開かれる</u>

今回口頭弁論では、被告・愛知県が、先回(1/23)の口頭弁論で原告側が主張の第 13 準備書面<① 被告は『原告主張』を曲解、② 法令に規定の『撤退ルール』を無理解>への反論(第 13 準備書面)及び書証(国交省水管理・国土保全局の回答)を提出しました。(いずれも別冊に収録)



また、原告・鈴木茂樹さんが元電 力労働者の体験から"「導水路」事業 は、経済的価値なく社会的価値と環

境的価値もマイナス。愛知県当局の意思決定に正当性はあるのか!"と意見陳述($P2\sim3$ 収録)しました。

一愛知県は"撤退を申し出た者は費用負担義務がある"と独自の解釈を展開!―

被告・愛知県が提出の「準備書面」は、「撤退ルール」(撤退と費用負担義務との関係)について、<① 撤退を申し出た者がいた場合でも、事業実施計画が変更又は廃止されるまでは、 負担を求められ支払う義務を負う、② 水資源機構法施行令30条1項2号ロ「変更前に事業



からの撤退をした者」及び同32条1項柱書き「廃止前に事業から の撤退をした者」は、「当該変更」や「当該事業の廃止」の際に事 業から撤退する者を含むものではない>と主張しています。

abla

報告集会では、難解な「撤退ルール」について在間弁護団長がミニ講義。被告「準備書面」は誤解の所産! 法令の解釈は、<① 撤

退の意思表示により撤退が生じ、流水を供しようする者でなくなる。② 撤退の意思表示をした者は、負担すべき負担金の負担義務はなくなり、事業から撤退した者が負担すべき撤退負担金を負担しなければならない。また、当該事業実施計画は変更段階となる。③ 変更された事業実施計画において、残存する流水を供する者が負担すべき建設費用から、事業から撤退した者の負担すべき撤退負担金を差し引いた負担金が記載される>が条理、と熱弁されました。

P1~3 3/21「導水路」裁判・第17回口頭弁論(&原告・鈴木さんの意見陳述書)について

P4~5 | 投稿 | 岐阜発「河口堰・導水路・内が谷ダム」問題・・・武藤 仁「市民学習会」事務局長

P6~8 投稿 市長選の結果と導水路(&公開アンケート)・・・・近藤ゆり子「徳山ダム」事務局長

P 9~11 4/24「設楽ダム」控訴審(&原告団・弁護団「声明」) について

P12~13 投稿 秘密保全法の危険な動き・・濱嶋 弁護士(「秘密保全法ノー・愛知の会」事務局長)

P14 会員・サポーターの皆さまへ"脱ダム"書籍のご案内

次回 (第 18 回) 口頭弁論のお知らせ/5月 13日 (月)11時 30分~ 地裁・1号大法廷

◆口頭弁論の内容 原告・岩本 晃児さんの意見陳述、原告・被告が「準備書面」のやり取り ※午前11時~「事前集会」 → 裁判(口頭弁論) → 弁護団による「報告集会」 平成21年(行ウ)第49号公金支出差止請求事件 原告 小林收 外91名 被告 愛知県知事 外1名

意見陳述書

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

平成25年3月21日 原告 鈴木 茂樹

私は、名古屋のベッドタウン・愛知郡東郷町に住む鈴木茂樹です。

我が家は、知多半島に農業・工業・水道用の水を運ぶ愛知用水の中間調整池、愛知池の近くにあり、 今日までの45年間、木曽川の水を毎日飲み続けています。したがって、以前から木曽川の水質に大きな関心を抱いておりました。また、自然環境の保全活動へも積極的に参加してまいりました。

「徳山ダム導水路」事業について私なりに検証しましたが、やってはいけないムダな公共事業と強く感じ原告に加わりました。

今から約15年前、私は、中部電力株式会社が長野県大桑村の阿寺渓谷に計画する木曽中央水力発電所(揚水式ダム)の建設に反対する市民運動に参加しました。この発電所は、珠洲原発(能登半島)の夜間電力を使用することを予定しており、当初の計画事業費も木曽中央水力発電所だけで約3千8百億円という巨大なものでしたが、後に中部電力は自ら全面的に撤回することとなりました。

この巨大事業計画が中止に至った経過と教訓から、徳山ダム導水路事業の費用負担金は支出してはならず、事業は中止すべきことを述べさせていただきます。

木曽中央水力発電所建設計画は1997年の大桑村長同意、翌1998年電源開発促進法に基づく 電源開発調整審議会で承認され、建設着工は必至の状況でした。上部ダムのえん堤予定地では、ひの きなど樹木が伐採され、下部ダム予定地ではボーリング調査が進められておりました。

しかし、1998年「流れる宝石」阿寺渓谷を守れと村民有志が「阿寺渓谷を愛する会」を結成。 それに呼応して、私たちは1999年に名古屋市において「阿寺渓谷を愛する下流市民の会」を結成 しました。二つの会は連帯して中部電力本店と中部経済産業局に対し「建設中止を求める要請行動」 を度重ねました。長野県知事には署名の提出による要請、中部森林局や農水省・経産省・環境省には 国有林の保護や環境破壊のダム建設計画の中止を要請しました。 こうしたなか、中部電力株式会社は、2004年3月、木曽中央水力発電所の建設中止を表明しました。それでは、この計画撤回の元になったのは何でしょう。

それは、電力需要の伸び悩みにありました。すでに、1999年に中部電力管内の夏のピーク時最大電力は2,581万⁺-パッで前年に比べ58万⁺-パッも減少し、中部電力は新名古屋火力、西名古屋火力等、火力発電設備の合計200万⁺-パッを休止していました。こうした電力需給の動向を踏まえ、中部電力は2003年12月、珠洲原発(能登半島)計画の凍結を発表しました。継いで2004年3月、原発と連携する揚水発電所である木曽中央水力発電所計画も撤回されたのです。

川口文夫社長(当時)は、珠洲原発の「推進は現時点であり得ない」。その理由については「最大の要因は電力需要の伸び悩み」と説明。資源エネルギー庁幹部も「経済性を犠牲にして、割高な電気料金を国民に強いることは出来ない」と、中部電力の決断を力強くフォローする形で発言をしました。

木曽中央水力発電所の建設計画を撤回表明した川口社長は、「最大の課題」は価格競争力の強化に あると語りました。この発言は、電力需要が伸び悩むなか電力自由化を控え、競争力の強化こそが最 重要課題であり、不要な設備投資は一切行わないという経営責任者の意思決定でありました。

ひるがえって、愛知県当局の徳山ダム導水路に対する意思決定に正当性はあるのでしょうか。 2002年11月、熊本県知事は荒瀬ダム(発電専用)の撤退を表明しました。中日新聞は、「既 存ダムが『環境悪化』や『費用対効果』を理由に完全撤去されるのは初めて」と報道しています。

水道用水においては、節水機器の普及で水需要は確実に減ってきており、新たな水資源開発は必要 ありません。異常渇水に対しても農業用水などとの調整で対策はとれ、ダムによる異常渇水対策はそ もそも論外です。

ダム建設は藻類に止水環境を提供し、以前にはなかった浮遊性藻類の繁殖をもたらします。私は、エメラルドグリーンに輝く阿寺渓谷の水が木曽川本流に合流する地点に立つとき、渓谷からの美しい水と本流の水とが混ざり合う境界が鮮明に眼に入ります。阿寺川のダム計画を止めて「よかった」、「嬉しい」限りです。ところが、この喜びを大きく揺り戻したのが、徳山ダム導水路計画でした。

いま企業では、投資に当たっては。企業価値を最大化する案を選択し、生き残りを図っています。 真の企業価値は、①経済的価値、②社会的価値、③環境的価値の三つの視点で検討され、経済的価値 があっても、環境的価値がマイナスであれば、その投資は最適とされません。徳山ダム導水路への愛 知県の投資は、経済価値すらなく、社会的価値と環境価値もマイナスで、全てマイナスです。

現在、愛知県財政は火の車です。ムダにムダを重ねる徳山ダム導水路事業は、費用負担金の支出を止めて撤退し、速やかに中止すべきです。

裁判所におかれましては、公正で賢明な判断を下してくださるよう要望いたします。

投稿

長良川は大丈夫か?

長良川市民学習会事務局長 武藤 仁

1. 長良川河口堰ゲート閉鎖から18年

長良川市民学習会は3月20日「長良川のアユに何が起きているのか?」をテーマに市民学習会を開催しました。会場は超満員。長良川の環境悪化を心配する111名の市民が参加しました。

第1部はリバーリバイバル研究所の新村安雄さんの講演。第2部の「長良川のアユ、いま・むかし」では長良川漁協副組合長の山中茂さん大橋亮一さんと長良川中央漁協副組合長の山中文夫さんが登壇し語り合いました。当会主催の学習会で漁協の幹部が並んで登場するのははじめてのことで、市民の関心も高く参加者の約4割は市民学習会初参加のみなさんでした。



学習会では河口堰建設着工以来調査・研究を続けてきた新村さんが年表を使ってアユなど長良川の魚類に河口堰が与えた影響を解明されました。また、昨年長良川で起こった細菌感染 (エドワジェラ・イクタルリ) によるアユ大量死について危機を訴え、堰開門の新たな必要性を示されました。

3人の漁協幹部のみなさんからは河口堰の建設や上流の開発事業により長良川に砂が大量に溜るようになりアユが生息できない環境が広がり漁獲量は激減。専業として漁業が成り立たず後継者を作れない状況などが語られました。中山さんからは中央漁協として「河口堰開門調査の実施を求めていく」決意が示されました。それを受け大橋さんからは漁対協(長良川7漁協の連合組織)で「検討されることになるだろう」と今後の方向が語られ、参加した市民からは期待の声が上がりました。

2. 本格的に動き出した内ケ谷ダム事業

長良川上流の亀尾島川の内ケ谷ダム建設をめぐって緊迫した状況があります。岐阜県は平成25年度予算において、内ケ谷ダム建設について前年予算の約3倍の11億5300万円(国庫6億2810万円、県債5億2490万円)の事業費を計上し、平成27年度本体工事着手のために河川を一時的に切り替える転流工の着手を明らかにしました。

内ケ谷ダムは、2009年からの全国84箇所の再検証ダムとして、2010年から再検証に付されました。しかし、設置された「検討の場」は、「結論ありき」の中身の薄い議論に終始しました。

私たちは、事業推進の立場だけでなく批判する専門家を入れた検討会の開催や県民参加の議論の場を求め「一時踏みとどまって事業を検討する」ことを要請してきましたが、見切り発車で事業継続が「承認」されました。

この度の予算編成の内容は、内ケ谷の心臓部にナイフを突き刺すともいえる転流工事の着手を予定し、本体着工年度を1年、完成予定年度を2年前倒ししています。岐阜県は安倍政権の「人よりコンクリートへ」路線の先頭を突っ走ろうというのでしょうか。また、予算では岐阜県支出5億2490万円が計上されましたが、これは全額県債つまり借金で私たちや次世代に負担がまわされます。次世代に残さなければならないかけがえのない内ケ谷の自然環境を破壊して、次世代に借金をツケまわすという「アベノリスク」に巻き込む行為は認められません。

当会は、長良川流域の環境保全で活動する市民団体にいま起っている事態の重大性を訴え、3月19日に「内ケ谷ダム転流工事予算編成に抗議する」声明を6団体連名で発表しました。

*長良川上流で活動する「長良川水系・水を守る会」が5月26日(日)に恒例の「内ケ谷ツアー」を計画・参加者募集をしています。 参加には一定の装備が必要です。詳しくは右のホームページをご覧ください。http://nagarariver.blog10.fc2.com/

3.「導水路事業」推進の動き活発化

さて、木曽川水系連絡導水路事業です。1月の岐阜県知事選挙で3選を果たした古田肇知事は2月21日、東京・霞が関の国土交通省で太田昭宏国交相と面談、県内の公共事業に関する主要課題について整備促進と予算配分を要望しました。その中で「止まっている新丸山ダム、木曽川水系導水路事業の速やかな検証実施を要望した」と語っています。

翌3月21日には岐阜県議会が国に対し「木曽川水系連絡導水路及び新丸山ダム建設事業の推進を求める」意見書を採択しました(共産1名反対、民主1名退席を除いて賛成多数)。

この意見書は「本県としては、過去幾度となく渇水に苦しめられてきた可茂・東濃地域の渇水対策として、また、木曽川流域の治水対策として、両事業に対し大きな効果を期待しているところである。しかしながら、平成21年の民主党政権発足後、両事業は検証対象とされ、新たな段階に入ることができず、実に3年半もの間、事業が進んでいない状況である。」として、導水路事業をウソの「東濃地域の渇水対策」で塗り固めるとともに民主党政権下での「凍結」を全面否定する「踏絵」として採択されました。

新丸山ダム建設については4月19日「検討の場」が開催され、国がまとめた現計画案が最も 有利であるという総合評価案をまともな議論もなく承認。設楽ダムと同様に早々に「検 討の場」を終了させ事業継続に向けテンポを上げています。導水路については一昨年6月の 第1回「検討の場」以来公の場で会議は持たれていませんが、「凍結」解除を狙った緊迫した情勢 にあることは間違いありません。

これまで岐阜県は導水路事業に対し推進の立場は明確にしていませんでした。むしろ環境問題で 1 1 9 項目の質問を国に提出したり、事業計画協議の際には水資源機構に対し「・・・導水先の河 川環境に配慮し、これに必要な施設を設計を行うことを条件に・・・」との回答をするなど「長良 川に徳山ダムの水はいらない!」県民の声を配慮した姿勢を示していました。「凍結」に対しても 沈黙していました。

今年に入ってからの「推進」姿勢は、明らかに自公政権スタートに依拠したもので県民の声やこれまでの経緯を無視したものです。

私たち流域6市民団体はこのような岐阜県の姿勢に強い危機感を感じ、5月連休明けに「木曽川 水系連絡導水路、長良川河口堰及び内ケ谷ダムに関する要請」をもって県庁に行動を行います。

今年度は導水路をめぐって緊迫した年となります。「導水路はいらない!愛知の会」のみなさんと これまで以上に強い連帯で「導水路事業の中止」のたたかいをすすめたいと思います。 投稿

~4月21日の名古屋市長選の結果は、やはり河村たかし氏の圧勝だった~

河村市長公約「木曽川導水路不要」は今度こそ実現を!

「徳山ダムの建設中止を求める会」事務局長 近藤 ゆり子

★ 河村たかし市長再選

前回2011年のトリプル選では66万票超の票を獲得し、自ら党首を務める減税日本から大量の市議を当選させ、まさに飛ぶ鳥を落とす勢いであった。

だがその後、減税日本市議の不祥事が続き、会派離脱も相次ぐ一方、市議会との対立も再燃し、一時期は「河村危うし」の声さえ出る中での今回の市長選だったが、フタを開けて見れば「選挙に強い河村たかし」は健在。前回の票を23万票も減らしながらも、自民党系対立候補をダブルスコア以上の大差で下した。



今回の市長選予定候補者に対し、「愛知の会」が実施の「公開アンケート」(回答はP7~8掲載)について、河村氏は回答を差し控えたが、<新新第2期マニフェスト>で「木曽川導水路は不要」と謳っている。

1期目の冒頭(2009年5月)の「導水路から撤退したい」発言は、圧倒的な市民の支持を得たが、なぜか、 その後は店晒しのまま色褪せてきてしまった。今度こそ、

一大の後は店晒しのまま色様せくさくしまった。今度こそ、 言葉を言葉に終わらせず、しっかりと実現してほしいものだ。



4/23·読売新聞朝刊

★ 「損切り」-不良債権処理-の政治判断を

名古屋市の1日最大給水量は、1975年の123.5万トンをピークに漸減し、ここ数年は90万トン程度まで減っている。2009年には、それまで20.0立方メートル/秒(日量約173万トン)確保していた水利権を15.49立方メートル/秒に減量されている。

事実として使っていないし、使う見込みもないからだ。他方、確保した水は、岩屋ダム完成 (1977年)の段階で156.6万トン。その後に完成した長良川河口堰、徳山ダムの水は全く要らない。導水路への投資は無駄でしかない。

それでも名古屋市上下水道局は「異常渇水時にも安定供給するのが事業者の責務だ」として、 導水路が必要だと強弁する。今後も20年間建設費を償還していかねばならない徳山ダムが、 実は不要なダムであり、しかもそのことは1990年代にもすでにわかっていた、という不都合な 真実を認めることができないのだろう。

「行政の継続性」で過去のしがらみを背負っている役人では、過去の判断の誤りに切り込み、無駄を無駄と断じる思い切った計画見直しはできない。

河村氏はよく市政運営を中小企業経営になぞらえる。それでいえば、長良川河口堰と徳山ダムは巨大な不良債権だ。過去の誤った判断の責任をとりたくない、不良債権と認めたくないと 処理をズルズル引き延ばせば、傷口は大きくなるばかりだ。

高度な経営(政治)判断で「損切り」-不良債権処理-をする以外にない。市民は、河村市 長に、過去のしがらみにとらわれない大局的な判断を求めているはずだ。 (決断さえすれば、

★ 土建公共事業バラマキの国の動きとどう対峙するのか

民主党政権下でのダム等事業の「再検証」は、真っ当な再検証とはいえないシロモノではあったが、一定のブレーキにはなっていた。

昨年末の総選挙で復活した安倍政権は、「民主党政権下で停滞していて公共事業を進める」 としてこのブレーキを一気に外し、じゃぶじゃぶと発行する国債を財源に、昔ながらの土建公 共事業バラマキ路線を突っ走っている。木曽川水系連絡導水路でも「凍結」を早期に解除して、 建設推進へと転じようとしている。

abla

しかし、今回の市長選で導水路建設推進を公言した対立候補は、自民党中央の熱心な応援に もかかわらず惨敗した。名古屋市民は、土建公共事業バラマキ路線を支持してはいないのだ。

現政権は導水路事業の推進を目論んでとはいえ、前政権が「再検証」するとして設置した「関係地方公共団体からなる検討の場」を無視はできない。名古屋市として「事業継続はNOだ」と言える場は残されている。

22日朝、河村市長は、「民意をどう実現していくか。重い十字架を背負った。公約を実現しなければならない」と語った。2期目の河村たかし市長の決断力と政治力が問われている。

「導水路はいらない! 愛知の会」ホームページ 2013年4月5日公開

木曽川水系連絡導水路事業に関する 公開アンケート 「名古屋市長選挙」予定候補者2名の〈回答 結果〉

◆ 事務局よりお断りとお願い

- ※① 本「アンケート」について、<河村たかしさん、柴田たみおさん、藤沢ただまささん (50 音順) >の3氏事務所を直接訪問し、ご協力をお願いしたところ、河村たかしさん より「回答を差し控えたい」とのメッセージが寄せられました。
- ※② 回答が重なる場合、候補者のお名前は、50 音順(柴田たみおさん、藤沢ただまささん)で掲載させていただきました。

1. 利水について

木曽川水系連絡導水路事業(以下「この事業」という。)による利水は、名古屋市は水道用水並びに工業用水となっていますが、需給実績では通常年はもちろん計画の基本となる10年に1回の渇水年でも必要がなくなっています。

名古屋市の利水にとって必要な事業であると思われますか?

a. 必要である

藤沢ただまささん

b. 必要ではない

柴田たみおさん

c. 需要と供給能力をさらに精査し、供給が可能であれば、この事業は必要でない

回答者なし

d. その他(

)

回答者なし

【ご意見があれば】

(柴田たみおさん)

工業用水の需要も見込めない。不要な大規模事業であり、「木曽川水系連絡導水路事業に係る工業用水事業会計への出資」(2013年度名古屋市予算は248万余円)の支出も必要がないと考えます。

(藤沢ただまささん)

ダムの能力が、渇水等により低下しており、「木曽川水系連絡導水路事業」は必要な事業と 考える。

2. 環境について

この事業の「異常渇水時の緊急水補給」は、河川環境の改善のため(木曽川河口部のヤマトシジミの生息のため)です。

この事業による「異常渇水時の緊急水補給」は河川環境改善に役立つとお考えですか?

a. 河川環境改善に役立つ

藤沢ただまささん

b. 河川環境改善には役立つとは思えない

柴田たみおさん

c. 生物・生態系の専門家の意見を十分に聞いて、必要性を検討する 回答者なし

d. その他 ()

回答者なし

【ご意見があれば】

(柴田たみおさん)

地盤沈下もおさまってきており。「環境改善」を口実にして、揖斐川の水を長良川・木曽川に流すという新たな環境の破壊につながるような事業を行う意味はない。

3. 「検討の場」に臨む姿勢について

水資源機構が主体となる「検討の場」(幹事会)について、第2回会議が遠くない時期にも たれる予定です。

名古屋市長として、どのような姿勢で臨まれるお考えですか?

a. この事業を進めるよう求める

藤沢ただまささん

b. 中止する方向での議論を求める

柴田たみおさん

c. 計画を 一旦白紙に戻して、改めて環境と利水の議論を行うことを求める 回答者なし

d. その他 ()

回答者なし

【ご意見があれば】

(柴田たみおさん)

徳山ダムの建設が、十分な根拠がなく行われました。このダム事業を推進するために、また明瞭な根拠がないままに導水路計画を始動させることは、税を負担する市民・県民に責任を負う立場から認められません。この事業から「撤退」する立場を明確にします。

4/24(水) 「設楽ダム」控訴審 住民側の控訴棄却・不当判決!

国が、愛知県奥三河の豊川最上流部に、2070億円もの巨費を投じて建設する国土交通省直轄の大型ダム・設楽ダムについて、愛知県が費用負担するのは違法だと、地元住民の有志ら139人が原告となって、県知事らを被告に、公金支出の差止を求める「住民訴訟」控訴審を審理し



てきた名古屋高裁(林道春裁判長、岐阜地裁で住民敗訴の「徳山ダム」裁判を審理)は4月24日、控訴棄却の不当判決(判決全文は、http://no-dam.net/index.html 「活動報告」の中にアップ)を言い渡しました。

7

判決は、原告住民らが明らかにした事実<① 過大な水需要見積もり、② 部分的な河道改修だけで洪水調節が可能 ③ 流水の正常な機能の維持について有効な代替案

がある ④ 農業用水の需要予算に誤りがある ⑤ 河川生態系や希少動物の保全が図れない ⑥ 灌漑利用者負担金の徴収問題 ⑦ 設楽ダム建設予定地の地質の脆弱性 など>を無視したもので、行政のダム計画をなぞった判断を示しました。

 ∇

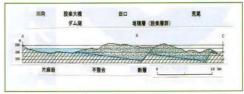
とりわけ、ダム建設予定地の地質の脆弱性については、 将来的に岩盤の構造、岩類の風化、及びこれによるマサ 化、高透水部の存在等について複数の問題点が出る可能 性を認めながら、「現時点では的確性を欠くものである とはとまでは認められない」としています。

判決後の記者会見・報告集会で、在間 正史弁護団長は「問題があるなら的確性が欠くと確認しなければならないのに、建設を認めるのは論旨に飛躍が有り過ぎ」て司法の責任放棄と厳しく指摘しました。

(※不当判決に関する、原告団・弁護団・「設楽ダムの会」 などの共同抗議声明はP11を参照のこと。)

ダム湖 発尾 発送する 本型会画 米温れ

ダム湖の水は浸透して、漏れる? (設楽町田口付近の地質断面のようす)



ダム直近にいくつかの断層がありますが、これまで全く調査報告されていないものもあります。

中止めざして最高裁へ上告します。もう一踏ん張りしましょう!

「設楽ダムの建設中止を求める会」副代表 伊奈 紘

定刻の 16 時、裁判官が入場し、我々傍聴人が席に着くとすぐ、「それでは判決を言い渡します。控訴人の訴えを棄却します。裁判費用は控訴人が支払ってください。判決内容は判決文に書いてあります。以上、終わります。」ものの1分で終了。なんじゃ、こりゃあ~~~。

裁判長の声が私には人間様のおっしゃる声に聞こえなかった。この日裁判所に向かうため通った有料道路の料金場で「通行料は300 エンです」と言われた時のあの人工的な声と同じに聞こえた。腹が立つより、ポカーンとして、言葉も出てこなかった。



 ∇

その後、会場を桜華会館に移し、記者会見を兼ねて弁護団から説明を受けた。我々の訴えはことごとく無視され、または誤った解釈をされ、裁判所としての判断さえ避けていることが分かってきた。判決文のコピーを読むうち、次第に怒りがわいてきた。

なんじゃ、こりゃあ~の連続だった。たとえば、ネコギギの移植については「実現性がない と控訴人は主張するが、移植後、現に3個体が確認されたこともあったことに照らせば、現時 点において移植の実現可能性がないと断ずることはできない」と述べている。

エ~~、平成19年度~21年度に毎年1回、合計4回、240匹のネコギギを放流し実験をした が、数ヶ月後にはほとんど全ての個体の生存が確認できなくなった(死んだか、食べられたか、 逃げたか)。でもたまたま 3 匹の生存を確認したことがあった。だから移植に可能性がないとは **言えない**と言っているのである。我々は移植の可能性が全くないと言っているのではない。

有効な移植方法がこれで確立され、ネコギギの保全のめどが立ったとは到言えないでしょう といっているのだ。よく見ると実現性が実現可能性にすり替えられている。

実は、利水・治水・流水の正常な機 能維持、環境、地質など全ての分野で 同じように本質的な検討を避け、「ダム 建設に支障があると断ずることはでき ない」としている。

特に人命に直結する地質の問題でも 「予定地及びその周辺部については今 後なお調査、分析による解明を待たざ るを得ない部分があるとしても、直ち に予定地に上記適格性がないというこ とはできない」などと述べている。

 ∇

では危険性が指摘された場所は何時 調査し、分析し、解明するのですか。

危険性がある、安全性が確認できて いない、これを適格性がある土地とは 言えないでしょう。

「直ちに適格性がないとは言えない」 この表現、原発の再稼働の発想と全く 同じではないかと思ってしまう。

「裁判長、あなたの無責任な判決に よって強引にダム建設が進み、万一不 測の事態に発展した時、当然あなたは 切腹してその責任を取りますよね?」 と聞きたい。

その場になってまさか「私の判決に よって不測の事態が発生したと直ちに 断ずることはできない」なんて言わな いでしょうね。

 ∇

当然のことながら、本日、最高裁へ の上告手続きに入ることを決定した。 さて、皆さんもうひと頑張りしましょ う。

負担分は約80円で、県 費2070億円で、県 サスム。目的は洪水間 節、かんがい、水道用 がなど。総貯水量98 がなど。総野水量98 がなど。総野水量98 がなど。総野水量98 がなど。総野水量98 がい、水道用 がい、水道用 がい、水道の標 局によると、今年2月の一般証を進めている。同じなる。 作業終了の翌年度から 2020年度完成予定 %、家屋移転が80%終時点で用地取得が55 だったが、現在は検証 している。 県は11年度 11年後の完成見込みと

必要」と訴えていた。 どの代替案の方が効果 水対策でも河道改修な 過大で誤っており、洪 たに主張。水道用水や て不適格だとの点を新 どがあり、建設地とし 農業用水の需要想定が

林裁判長は、ダム予一や風化など「複数の問 ある」としながらも、 慎重に検討した結果、 視されるのは周知の事 定性などが極めて重要 建設する際、 題が存在する可能性が

の需要量は想定値に達 想定値について、「実際 県による水道用水需要 れない」とした。 審名古屋地裁判決は、 を欠くとまでは認めら

生めて妥当であると考え が認められたことは極いのコメント 県の主張 ムの基本計画が著しく ない」として、住民側の 請求を棄却していた。 主張認められ妥当 大村秀章愛知県知事

合理性を欠くとはいえして生活できるよう、 に問題があっても、ダ 水源地域の方々が安心 引き続き地域の振興対 策などに取り組む。 建設に協力続ける 横山光明設楽町長の

対しては、水没者、地権 うに努めていただき、 者の方々が早く安心し て生活再建ができるよ き続き建設に向けて協

のは違法だとして、住 一部を県が負担する ず、県の負担金支出が 理性を欠くとはいえ 「ダム計画が著しく合

ダム予定地は地盤が不 を棄却した。

安定で地滑りの危険な

地 盤 不適格でな

設楽ダム訴訟

違法だとはいえない」 として、住民側の控訴 控訴審で住民側は、 住民側は

判決後に会見する在間正史弁護団長参と原告代表の 市野和夫・元愛知大教授=24日午後、名古屋市内で 設用地としての適格性

決はこれらの指摘に正面から 地の地質の脆弱性など、ダム た。在間正史弁護団長は「判 計画の問題点を新たに主張し 控訴審で原告側は建設予定

なぞっただけの不当判決だ」 集会を開き、「国のダム計画を 古屋市内で記者会見を兼ねた 原告の住民らは判決後、

計画なぞった

6 法には環境面を含めたマクロ 知大教授(ポリ)=生物学=も 市民が声を上げ続けるしかな な視点が欠けている。 ると指摘し、 物を獲う土砂が運ばれなくな ムでせき止めれば、海の生き た。 姿勢がありありと感じられ を止めようとしない裁判所の 国が進める事業については、 川から三河湾への流れをダ 大変な怒りを感じる」 「国の事業や司

4/25・中日新聞朝刊

原告代表の市野和夫・元愛

設楽ダム費用負担金支出差止請求事件の 名古屋高等裁判所による不当判決に関する声明

2013年4月24日

設楽ダム公金支出差止等請求訴訟原告団 設楽ダム公金支出差止等請求訴訟弁護団 設楽ダムの建設中止を求める会

本日、名古屋高等裁判所民事第2部(林道春裁判長)は設楽ダムの費用負担金支出差止等請求住民 訴訟(控訴審)において、控訴人である住民らが本訴訟を通じて明らかにした事実を全く理解するこ となく、住民らの主張を退ける不当判決を下した。

住民らは、第一審に続き控訴審においても、以下の点を明らかにしてきた。

- 1 水道用水の供給については、現時点において愛知県の平成27年需要想定値に達する事実は認められず、長期的にも水需要は減少するにもかかわらず、その事実について判断することもなく、豊川水系フルプランが著しく合理性を欠くとは断ずることは出来ないとし、事実を無視した判断をした。
- 2 洪水調節については、控訴人らが明らかにした、部分的な河道改修だけで設楽ダムよりも安く水位を計画高水位以下にすることが出来ること、そのことについて河川整備計画策定において検討がなされていないことについて、何ら判断をしなかった。
- 3 流水の正常な機能の維持については、牟呂松原頭首工の毎秒5㎡の制限流量の設定については、情報公開文書により動植物の保護および塩害の防止とも必要性を基礎づける事実が認められないこと、大野頭首工の毎秒1.3㎡の制限流量の設定については、大野放流一牟呂松原取水という有効な代替案があるのに全く検討されておらず考慮すべき事情を考慮していないことを明らかにしたが、本判決はこれらの事実について全く理解をせず、正面からの判断をしなかった。
- 4 農業用水については、需要に対する供給不足の計算では供給量を用いなければならないのに需要量を用いて、誤った計算をしていることを控訴人は指摘したが、この指摘について全く具体的な判断をせず、一審の判決を追認した。
- 5 環境については、住民らは、河川生態系やネコギギ、ナガレホトケドジョウ、クマタカ等の希少動物の保全が図れないことを指摘したが、「単なる意見に過ぎない」とした一審判決とは異なり、本判決はその内容に踏み込んで判断した。しかし、本判決は、「特段不合理又は不適切な点があるとは認められ」ないと結論づけており、不十分な環境影響評価に対して司法統制を加えるという観点を完全に欠落させている。
- 6 灌漑利用者負担金については、矢作ダムの灌漑利用者負担金が、条例もなく徴収されていないということについて、何も触れずに結論を出している。
- 7 設楽ダム建設予定地の地質の脆弱性については、予定地及び周辺部の岩盤の構造、岩類の風化、及びこれによるマサ化、高透水部の存在等について複数の問題点が存する可能性を認めながら、現時点までの調査資料によっては、予定地がダム建設用地としての適格性をおよそ欠くものであるとまでは認められない、として設楽ダム基本計画が著しく不合理なものとまでは認められないとした。司法の責任放棄である。

こうした本判決の判断は、住民らが明らかにした事実をまともに受け止めず、公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようとせず、むしろ無駄で環境を悪化させるダム事業を積極的に奨励する誤ったものである。

本判決は司法の役割を放棄した不当な内容であるから、住民らは最高裁判所へ上告手続を行うとともに、引き続き設楽ダムの建設中止に向けてたたかい続けることを表明する。今後とも、みなさまのご支援をお願いしたい。

以上

事務局からのお願い

国民の「知る権利」を大きく損なう秘密保全法は、「導水路の会」など市民運動を窒息死させてしまいます。当会弁護団メンバーのお一人で「秘密保全法に反対する愛知の会」事務局長として大活躍の濱嶌 将周弁護士が、「極秘通信」第4号に執筆の抄文を転載します。

「秘密保全法に反対する愛知の会」結成1周年~これからが正念場!

「秘密保全法に反対する愛知の会」事務局長・弁護士 濵嶌 将周

1 悪法・秘密保全法に反対して1年経ちました!

私たちが昨年4月2日に「秘密保全法に反対する愛知の会」(以下「愛知の会」)を結成して、ちょうど1年が経ちました。

この間、幸い、秘密保全法の国会への上程はされませんでした。その要因は、おそらく一番は、この間の政権交代等の政治的混乱だったでしょう。しかし、私たちが声を、小さくて "音、扱いされたとしても、発し続けたことも、国会上程を押しとどめる力になったと信じています。

2 改憲、国家安全保障会議・国家安全保障基本法は 秘密保全法とセットで戦争に向かう国づくりの一貫

折しも、安倍政権が、この秋の臨時国会にも、秘密保全法を国会上程する方針を固めたとの報道がありました。3月29日の「国家安全保障会議(NSC)の創設に関する有識者会

議」の会合で、首相補佐官が「秘密保全法についてもきちんと制定する方向で検討している」と発言したのです。また、4月16日の衆議院予算委員会では、安倍首相自身が「秘密保全法は極めて重要な課題であり、速やかに取りまとめ、早期に国会に提出できるよう努力したい」と、早期法制化に意欲を示しました。

/

また、安倍政権は、集団的自衛権の行使を明記する国家 安全保障基本法を制定する方針です。この安保基本法に は、もともと秘密保全法制がきちんと組み込まれていま す。つまり、秘密保全法の制定、NSCの創設、安保基 本法の制定の動きは、一連一体のものなのです。

そして、その先には、自民党新改憲草案を "理想" と する憲法改正が目指されています。すべて、戦争のでき



4/17·日本経済新聞朝刊

る国づくりの一環です。それを至上命題としている安倍政権が、この秋にも、秘密保全法の制定をしてくる。私たちの運動は、まさに正念場を迎えようとしています。

3 満員御礼!参加者の誰もが感動の記念講演

さて、そんな3月30日、「愛知の会」結成1周年総 会を開催しました。

外務省機密漏洩事件の元毎日新聞記者・西山太吉さんに、『秘密保全法の狙い~沖縄密約事件の取材体験を踏まえて~』と題して、記念講演をしていただきました。 用意してあった150席を大幅に超える200人の聴



4. STOP!秘密保全法の運動に参加を!

私たち「愛知の会」は、この秋を見据え、今後も、他団体とも連携しながら、秘密保全法 の制定を阻止すべく、学習会の開催、街頭アピール活動、ニュース『極秘通信』の発行等の 活動を続けていきます。

このニュースをお読みになって、「導水路はいらない!愛知の会」会員の皆さまのなかで、 まだ「秘密保全法に反対する愛知の会」会員となられていない方は、是非、一緒に 全法反対!」の声を挙げていきましょう。皆さんとともに、 「政府は秘密保全法の制定を諦 めたぞ! と、笑顔で結成2周年総会が迎えられたら、と思っています。

4/17・毎日新聞朝刊

号制度導入のメリットをこう

主張した。

の申請をするにはこのカード や年金・介護保険の給付など は、失業時の雇用保険の給付 付される予定。政府の説明で 回路)カードが17年1月に交 れた顔写真付きの「C(類精 た番号や氏名、住所が記載さ れば、国民全員に割り振られ ように役場や税務署を回って 一枚があれば十分で、現在の 住民県や納税証明書など添付 制度が16年1月に導入され 報の連携が可能になるので、 制度のメリット、デメリ 「行政機関の間で必要な情 【遊宏士、青島頭

ットを探った。 る声もある。今国会で法案が成立すれば の流出やなりすまし犯罪の増加を懸念す 期待できるとされるが、一方で個人情報 ビスを受ける際の手続きの簡略化などが 保障などの情報が一元化され、行政サー 別々の行政機関が管理している税や社会 削り当て、個人情報をこの共通番号で管 法案)は月内に衆院を通過する見通しだ。 理する「個人番号法案」(マイナンバー 「共通番号制度」は2016年1月に適 ヒオログに見任せる合てのプに習事を

金·保険

27日の衆院内閣委員会で、甘 する」。法案を審議した3月 化され、国民の利便性が向上 さまざまな行政手続きが簡略

利明経済再生担当相は共通器

2013

いるが、合質に活用されるの 卵やプライバシー侵害の危険 が共通番号だ。 ただ、こうした利便性は犯

000億~3000億円、運

るとしている。初期投資に2 強化などで情報組入いに備え

も創度のネックの一つだ。

また政府は制度導入のメリ

一所得の正確な

営費に年数百億円がかかるの

策として、医療・介護保険、 む。また、カードを使えば自 書類の交付を受けなくて済 源する制度の導入を検討して 御を超えた場合は超過分を

表 質担した金額を台算して一定 育児、障害者サービスで自己 宅などからインターネット経 さらに、政府は低所得者対 関する情報が確認できると 自分の納税や社会保障

交付されるICカードのイメージ 個人番号カード 田田 生年月日 〇年〇月〇日 性別女 名 每日 花子 所 〇県〇市〇町1-1-1 氏住 ※共通器号は腹面に記載を検討

と認めた。 かなどいう気はいたします。 事件というのは起こりうるの た。内閣官房の向井治紀密議 盗み、悪用するケースが起こ Cカードを借りて個人情報を 質は「そのような不正、詐欺 りうるのではないかと質問し をやってあげる」と言って「 パソコンを持って高齢者宅に で、大館利昭氏(みんな) は、 上がり込んだ犯人が「手続き 今月3日の衆院内閣委員会

> 保障の給付も公平にできる。 れ、課税と所得に応じた社会 れれば、税の不正遺付が防が 野の情報が共通番号で集約さ

だが、例えば自営業者の場

脱税防止効果がどれだけ

ードがネットに大量流出した 第三者機関による監視や期間 設したりする不正行為が起き カードを取得し銀行口座を際 り、他人になりすまして住墓 ワークを巡っても、住民票コ ている。これに対し法案は、 現行の住民基本台帳ネット Æ 払いが課税の際に収入から差ないが、現実的ではない。支 の中告と照合しなければなら あるかは不明だ。店で何かい

むことは困難で、影響額の試 把握の適正化による税収への 担当相はこう答えた。「所得 れた麻生太郎・副総理兼金融 影響については、事前に見込 る税収アップの見通しを問わ 日の衆院本会議で、若井康彦 判断にも、共通番号は役立た 個人的な家事の費用なのかの 法案が審議入りした3月20 (民主) から制度導入によ

共通番号制度 税や保険料納付状況を ネットで確認できる・所得がより把握しやす くなり、脱税防止の空 ポイント 果ち ♥デメリット

政府が国民のプライバ シー情報を管理しやす くなり、監視が強まる 恐れ

▼メリット ・I Cカードがあれば、

納税証明書など派付書

類がなくても一つの差

口で各種申請が可能に 1 Cカードを使って制

・なりすましで年金詐欺 などの事件が起こる器 nt

・初期投資や運営費に多

る。また税と社会保障の両分 告内容がチェックしやすくな 番号を利用した照合により申 収入を得ていた場合などに、 別々の模務署警内でそれぞれ 文払額が税務当局へ共通番号 されれば、勤務先から給与の し共に伝えられる。納税者が 批批」も掲げてきた。 政府の説明では制度が導入

を逐一提出させ、これを業者 モノを買った客に支払い調書

つ売れたかを確認するには、

し引かれる事業経費なのか、

◇◇会員・サポーターの皆さまへ"脱ダム"書籍のご案内◇◇

―多くの人が不要だとわかっているのに、なぜハッ場ダムは中止できないのか―
① **八ッ場ダムの問いかけ 上野英雄/編「ダムを造らない社会へ**」



東京都在住の環境ジャーナリスト・上野英雄さんが本書を作るきっかけは、2011年末の民主党政権による「建設再開」表明。長野原町に入った前田武志・国交相(当時)を地元住民らは万歳三唱で迎えました。住民はなぜ賛成せざるを得ないのか。

「どうすればダムのない社会を実現できるか?」、筆を執ったのは、専門家<ハッ場ダムを含む利根川・江戸川河川整備計画の有識者会議委員を務める大熊孝・新潟大教授、関良基・柘植大准教授、水問題研究家の嶋津暉之さん>&市民団体のメンバー<「ハッ場あしたの会」「ストップハッ場ダム・市民ネット」>ら21人です。

<新泉社刊>232 ページ・定価 2000 円 (消費税込み)

―サンルダム、平取ダム、当別ダム等のダム建設の虚構にメスを入れた力作!― ② 北海道自然保護協会有志らが執筆の「虚構に基づくダム建設」刊行



ダムは、それがある限り河川環境を悪化させ、しかもダムの寿命は 100年ほどです。ダムを造るにも大きな費用が必要ですが、取り壊すに も大きな費用がかかります。

北海道でも、必要性のないムダなダム建設が強行され、豊かな自然が破壊されています。本書で取り上げる天塩川水系のサンルダム、沙流川の平取ダム、当別川の当別ダムはその典型です。

これらの河川の過去と現在を紹介し、失われたものの重要性を考え、 国民の多くがダム建設に懐疑的な中でダム建設が止まらない原因を明 らかにし、川を国民に取り戻すにはどうすればいいかを提言します。

<緑風出版刊>328ページ・定価 2730円 (消費税込み)

ーダム、ダム湖とは何か?ダムとこれからの社会をどうするか、必読の1冊り一 ③ **ダム問題の議論のために** 村上哲生・名古屋女子大教授が丁寧に解説



2001年の田中康夫長野県知事(当時)による「脱ダム宣言」は、国内各地のダム建設予定地に大きな影響を及ぼしました。

今や、ダム事業からの撤退は、世界的な潮流ともなっています。しかし、ダムの問題は、環境、地域、社会、経済など、利害関係が複雑に絡み合い、大変に難しい。

本書は、川や湖の研究者として 40 年近くダムと河口堰問題に関わってきた著者<専門は陸水学 (川と湖に関する化学)、環境化学>が、現場で調査・観測したデーターを中心に、ダムの環境影響について、社会や経済の視点も入れながら、丁寧に解説します。

<地人書館刊>208 ページ・定価 1800 円+消費税